

## 目 次

- 1 集団回収とは? ..... P. 1
- 2 集団回収を始めるには ..... P. 1, 2, 3
- 3 資源を出される際の注意 ..... P. 4
- 4 こんな時、どうするの? ..... P. 5
- 5 清掃事務所一覧表 ..... P. 6



ひろげよう！リサイクルの輪

# 集団回収



しげんまもるくん

大田区資源循環イメージキャラクター

大田区 資源環境部

令和7年4月作成

## 集団回収とは？

「集団回収」とは、皆さんが自主的にグループを作り、家庭から出る資源を回収し、大田区登録の集団回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動です。

会社・事務所・商店などから出る段ボール等の事業系資源は、  
集団回収の対象ではありませんのでご注意ください。

### ★ グループ活動を支援します

大田区は、回収実績に基づき要綱に定めた報奨金を支払い、グループの活動を支援しています。  
◎ 支払時期は、年2回（9月と3月）。

### ★ 報奨金支給の対象資源は、以下のとおりです。

- ① 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ等の古紙類
- ② 飲料用のリターナブルびん
- ③ 飲料用アルミ缶・スチール缶
- ④ 古着、ボロ布等の古布類

## 集団回収を始めるには

### 1 集団回収を始める前に決めましょう。

- ① 回収する資源は何にする？
  - ② 回収日はいつにする？
  - ③ 回収場所はどこにする？
  - ④ 回収業者はどこに頼む？
- ※ 詳細については、P.5 を参照ください。

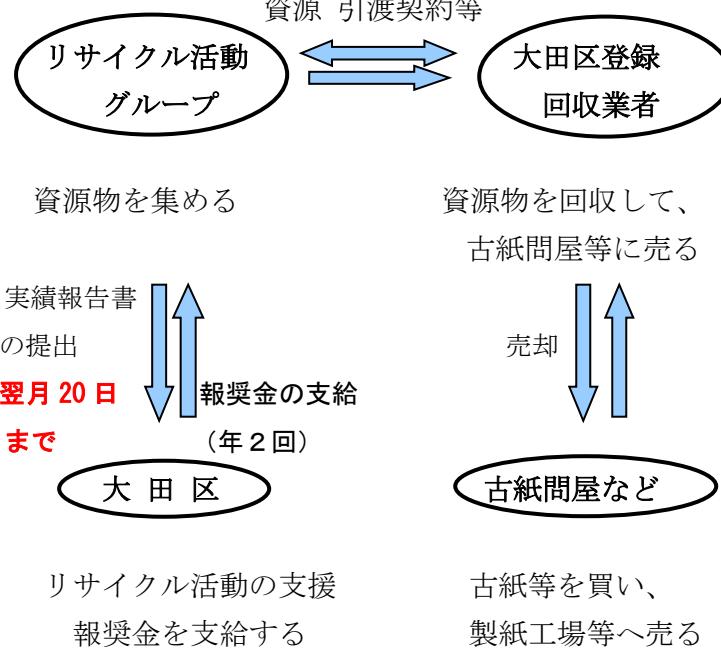
### 2 団体登録をしましょう。

- ① 「リサイクル活動グループ」として登録できる団体  
ア 1グループ当たり原則として10世帯以上。  
イ 町会・自治会・子ども会・PTA・集合住宅管理組合など、大田区内の住民団体（営利を目的としていないこと）。
- ② 受付窓口  
お住まいを管轄する清掃事務所へ  
※ 連絡先については、P.6 を参照ください。
- ③ 登録に必要なもの  
ア 登録申請書（清掃事務所に用意してあります。）  
イ 構成世帯名簿  
ウ 通帳（名義人・銀行名・口座番号）のコピー

### 3 実績報告書を忘れずに提出しましょう。

- ① 大田区登録の資源回収業者に資源を引き渡します。
- ② 実績報告書（3枚複写）に、実施日・登録番号・世帯番号等を記入し、回収業者の記入・押印をしてもらいます。
- ③ 実績報告書（区提出用）は、計量証明書を添付し、回収を行った月の翌月20日までに、管轄の清掃事務所に届けるか郵送します。  
※ 報奨金は実績報告書に基づいて支給しますので、期限までに忘れずに提出してください。
- ※ 提出が遅れると支給できない場合があります。
- ※ 事業系の資源は集団回収対象ではありませんので記載することはできません。

## < 集団回収・リサイクル活動の流れ >



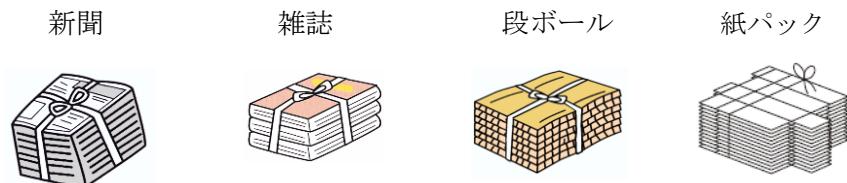
資源化されて新しい製品に生まれ変わります！



## 資源を出される際の注意

★ きちんと分別されていないと、資源として再利用できないことがあります。回収した古紙の中に窓付封筒やビニールのかかった紙など混ざらないよう、分別の徹底をお願いします。

### 資源のまとめ方

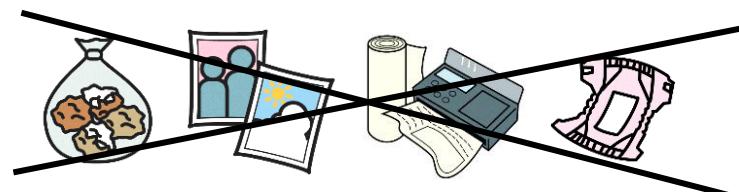


ひもでしばって、お出しください。  
雑がみは、紙袋に入れるか、雑誌と一緒にしばる。



### 資源として回収できないもの

- ◆ 窓付封筒・圧着はがき
- ◆ 紙コップ・紙皿・油紙
- ◆ 感熱紙・レシート
- ◆ カーボン紙・ノーカーボン紙
- ◆ 写真・薄いビニールを貼った紙
- ◆ ピザの箱・汚れた紙



# こんな時、どうするの？

## ① 回収する資源は？

無理のない品目から始めましょう。新聞・雑誌・段ボールなどから始める団体が多く、1品目から始める団体もあります。

## ② 回収日は？

覚えやすい日を選びましょう。多くの団体は、「毎月1回第○、□曜日」、「毎週○曜日」などわかりやすい日で実施しています。

区の資源回収曜日は選べません。

## ③ 回収場所は？

参加する皆さんから集めやすく、迷惑をかけない場所を選びましょう。

**区の集積所はトラブルの原因となるため、絶対に使用しないでください。**

## ④ 回収業者は？

大田区に登録した集団回収業者の中からお選びください（回収業者一覧は区ホームページまたは管轄の清掃事務所にて）。

## ⑤ 代表者の変更や報奨金の支払口座を変更した場合は？

「登録事項等変更届」と通帳（名義人欄）のコピーを管轄の清掃事務所に提出してください。

※ 担当者の変更やグループの活動を廃止（休止）等した場合も届出が必要です。

※「登録事項等変更届」は区ホームページまたは各清掃事務所に用意しております。

## ⑥ 集団回収に関する問い合わせは？

下記の清掃事務所等へ

清掃事務所一覧表

事務所名	所 在 地	電話・Fax	
大森清掃事務所	中央 2-3-6	電話	3774-3811
		Fax	3775-6028
蒲田清掃事務所 (調布地区)	下丸子 2-33-1	電話	6459-8201
		Fax	6459-8597
蒲田清掃事務所 (蒲田地区)	下丸子 2-33-5	電話	6451-9535
		Fax	6451-9623

大田区 資源環境部 ごみ減量推進課 事業推進担当

所在地 大田区蒲田 5-13-14 (区役所 8階)

電話 5744-1628 FAX 5744-1550

大田区役所のホームページもご覧ください。

[http://cms/seikatsu/gomi/k\\_gomi/recycle\\_info/syuudannkaisyu.html](http://cms/seikatsu/gomi/k_gomi/recycle_info/syuudannkaisyu.html)

## ご注意をお願いします

集団回収は家庭から出る資源が対象です。

会社・事務所・商店などから出る段ボール等の資源は、集団回収の対象にはなりません。集団回収に含めることのないようご注意をお願いします。